

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- ・ 印の会議が前回委員会（9/30）以降のものです。

1 委員会

（1）提言とりまとめ以降の状況

運営会議、運営会議作業部会

- 1/24：運営会議
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 3/10：運営会議
- 4/18：運営会議
- 5/10：運営会議
- 6/ 2：運営会議
- 6/27：運営会議
- 7/23：運営会議
- 8/26：運営会議
- 9/10：作業部会コアメンバー打合せ
- 9/18：作業部会
- 9/27：運営会議
- * 10/15、16：作業部会
- * 10/17：運営会議
- * 10/17：作業部会

（*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい）

委員会

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。
テーマ別部会の設立決定。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分につ

いて河川管理者からの説明

- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 6/20：第22回委員会：テーマ別部会の状況報告、説明資料（第2稿）に関する河川管理者からの説明と意見交換、今後の進め方
- 7/ 3：ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等）現地視察
- 7/ 4：対話集会に関する検討会(注1)
- 7/12：第23回委員会：テーマ別部会の状況報告をもとにした、説明資料（第2稿）に関する意見交換
- 7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)
- 7/24：現地視察（川上ダム等）
- 8/ 1：現地視察（丹生ダム等）
- 9/ 5：第24回委員会：各部会とりまとめ案の説明、および河川管理者からの基礎原案説明と質疑応答、意見交換
- *9/30：第25回委員会：各部会の状況報告、今後の進め方、基礎原案に関する意見書とりまとめに向けての意見交換

注1：対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

（河川管理者からの要望：「第21回委員会（5/16）にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」）

（*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい）

（2）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

（3）意見書とりまとめの進め方

運営会議作業部会の設立

第24回委員会(9/5)において、意見書作成のため運営会議の下部組織として今本委員をリーダーとした作業部会を設置することが決定した。作業部会は運営会議での議論内容をもとに意見書（案）を作成する。また、意見書に関する議論を行う運営会議には作業部会メンバーも参加し、委員傍聴も可とする。作業部会も委員傍聴を可とする。

<作業部会メンバーと役割分担>

リーダー、コアメンバーが執筆し、それ以外のメンバーは査読者として意見を述べる。

リーダー : 今本委員

コアメンバー : 荻野委員、川上委員、中村委員、三田村委員

河川環境	中村委員、宗宮委員、田中(哲)委員、西野委員
治水	今本委員、江頭委員、畑委員
利水	荻野委員、池淵委員
利用	川上委員、榭屋委員、松本委員
住民参加	三田村委員、寺川委員、山村委員

意見募集の実施状況

9/22～9/30 : 基礎原案に係る具体的な整備内容シートに関する意見募集

9/30～10/13 : 意見書(素案)に関する意見募集

10/19～10/26 : 意見書(案)に関する意見募集

(4) 委員の追加、退任について

2/ 1 : 全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員 3 名が退任。

3/27 : 本人の希望により、委員 1 名が退任。

環境経済学(委員退任に伴う補充のため)を専門とする委員 1 名と行政法(補強のため)を専門とする委員 1 名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員 1 名が住民参加部会に所属を追加。

6/20 : 3/27 に新しく就任された、行政法を専門とする委員 1 名の淀川部会への所属を追加。

(5) 今後の予定

10/27 : 作業部会

10/29 : 第26回委員会

11/26 : 運営会議

12/ 9 : 第27回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換
- 5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換
- 5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 6/10：第23回琵琶湖部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する説明資料について意見交換
- 7/9：第1回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換。途中、2班(ダム、水位)に分かれての意見交換も行った
- 7/18：第24回琵琶湖部会：説明資料(第2稿)について各検討班からの報告と意見交換予定
- 7/19：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 2」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、一般傍聴者1名の意見発表、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 8/7：第2回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/25：第25回琵琶湖部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- * 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 3」：公募による発表者から意見発表と質疑応答、傍聴者も含めた全員での意見交換
- * 9/24：第26回琵琶湖部会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- * 10/14：第3回琵琶湖部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/23：第27回琵琶湖部会：意見書とりまとめに向けた意見交換予定

(* は 15 頁以降の「結果報告」「結果概要」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

作業部会および検討体制の設立

第 23 回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見を取りまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー：中村委員)。また部会后、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム：丹生ダム見直し案について、湖中・湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理・提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理・提示。

水位：水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携：他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会・水システムの考え方の反映方法、直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、

具体的提案を整理する。

< 検討班メンバー >

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、藤井、松岡、水山
水位	西野、 川端、井上、嘉田、川那部、小林、松岡、三田村、村上
連携	嘉田、 藤井、井上、仁連、松岡、村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入っていません。

意見募集の実施

5/22～5/31：説明資料（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等

6/10～7/15：説明資料（第2稿）について、前記検討班別に意見募集

7/20～7/31：論点の再整理、新しい論点の検討、第2稿について各自担当箇所についての意見

8/8～8/18：追加意見の募集、意見提出のなかった項目について再度意見募集

（3）今後の予定

未定

3 淀川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 6/ 7：第5回淀川部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/26：第6回淀川部会検討会　：説明資料（第2稿）について意見交換
- 7/ 5：第21回淀川部会　：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/28：現地視察（木津川筋の魚道）
- 8/ 2：第7回淀川部会検討会　：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/ 7：第8回淀川部会検討会　：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/22：第9回淀川部会検討会　：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/26：第22回淀川部会　：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会
- 9/20：第10回淀川部会検討会　：意見書とりまとめに向けた意見交換
- *10/13：第23回淀川部会　：意見書とりまとめに向けた意見交換

（*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

淀川部会検討会（9/20）にて、引き続き意見のとりまとめを河川別に行うこととし、各担当が第24委員会（9/5）に提出した部会とりまとめ（案）を基礎原案の「5章 具体的な整備内容」に沿って書き直し、部会長、部会長代理が全体調整を行う、また、整備内容シートへの意見は委員会に寄せられた意見のうち、淀川部会関連事業について担当者が河川別に集約することとなった。

河川別	部会とりまとめ (案)担当	整備内容シート への意見の集約 担当	メンバー（　：班長）
木津川、川上ダムに関連する事業	原田委員	谷田委員	原田委員、大手委員、川上委員、 谷田委員、榎屋委員
桂川に関連する事業	田村委員	塚本委員	田村委員、塚本委員、田中委員、 渡辺委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	今本委員	山本委員	今本委員、田中(真)委員、寺田委員、 榎屋委員、山本委員、和田委員、 (寺川委員)
淀川本川に関連する事業	紀平委員	有馬委員	有馬委員、荻野委員、小竹委員、 紀平委員、楨村委員、(細川委員)

1：()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

2：8/26に桂川に関連する事業検討班の班長が事情により渡辺委員から田村委員に交代

意見募集の実施

6/7～8/2 : 説明資料(第1稿)(第2稿)を精読し、分担箇所の論点、意見を整理して提出

8/2～ : 検討班の分担を上記の通り一部統合、再編成し、分担箇所について意見募集

(3) 今後の予定

-

4 猪名川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

6/18：第4回猪名川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

7/1：第18回猪名川部会：説明資料(第2稿)について河川管理者との質疑応答をもとに委員間で意見交換

7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

8/6：第5回猪名川部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

9/2：第19回猪名川部会：部会とりまとめに向けた意見交換

9/22：第6回猪名川部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/9：第20回猪名川部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、とりまとめのリーダーを田中(哲)委員とし、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

また、第6回猪名川部会検討会(9/22)にて、猪名川に関連する整備内容シートへの意見の集約を池淵部会長代理、田中(哲)委員、畑委員、本多委員、松本委員が担当することが決まった。

<役割分担>

担当箇所	担当委員
狭窄部(銀橋)の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他(説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討)	畑委員、服部委員

リーダーは田中(哲)委員

意見募集の実施

6/10～6/16：説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)について、今後部会として検討すべき事項等に関する意見募集

6/19～6/25：上記役割分担に従い説明資料(第2稿)に関する河川管理者への質問を募集

7/10～8/3：説明資料(第2稿)についての部会としての上記担当箇所を中心に意見案募集

(3) 今後の予定

-

5 環境・利用部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/8：第1回環境・利用部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。

4/10：第3回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）

4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）

5/29：第5回環境・利用部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換

6/17：環境・利用部会ゾーニングに関する検討会（注）

7/8：第1回環境・利用部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/25：第6回環境・利用部会：部会とりまとめに向けた意見交換

9/18：第2回環境・利用部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/15：第7回環境・利用部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

注：第5回環境・利用部会（5/29）において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

（*は15頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 検討班の設立

第1回環境・利用部会（3/8）において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定した。

<検討班メンバー>

自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、松岡委員、吉田委員、鷲谷委員

水質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、寺西委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利用：柵屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、槇村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

(3) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

6/20の第22回委員会終了後、宗宮部会長（水質班リーダー）、西野自然環境班サブリーダー、柵屋利用班リーダーが今後の進め方等を相談された結果、下記の分担に従い、とりまとめて進めることが決まり、次回部会（7/8）までに説明資料（第2稿）を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

役割分担

< 自然環境班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中(真)委員
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷺谷委員、吉田委員、西野委員
その他	2.1.1～2.1.4、4.2.1～4.2.4、 5.2.1～5.2.4	自然環境班全員 (もし意見があれば)

< 水質班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中(哲)委員、中村委員
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、寺西委員、原田委員、 三田村委員、矢野委員、和田委員

< 利用班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
とりまとめ	-	榎屋リーダー
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、楨村委員
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員

なお、宗宮部会長は説明資料（第2稿）に新たに項目立てされた「維持管理（2.5、4.6、5.6）」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

意見募集の実施

～3/27：説明資料（第1稿）について、論点案やその論点に対する意見募集。また、第1回部会（3/8）資料3-3について、提言と（第1稿）との対照、抽出についても、不備、不足の点を募集

3/27～4/10：説明資料（第1稿）、整備内容シート（第1稿）について、具体的な提案、課題・問題のなる事項等について意見募集

4/10～7/3：説明資料（第2稿）について、担当箇所について部会としての意見案を募集

7/22～7/31：宗宮部会長より、「部会とりまとめ（案）」を具体的に表記するために下記について意見募集

- 1．環境・利用にかかわるマスタープランについて
- 2．環境・利用にかかわる地域指定（ゾーニング）について
- 3．第5章

（4）今後の予定

6 治水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/8：第1回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回治水部会：説明資料に関する意見交換
- 4/10：第3回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/14：第4回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 6/7：第1回治水部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回治水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/7：第3回治水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/25：第5回治水部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/11：第4回治水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- * 10/12：第5回治水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(* は 15 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、意見募集に際して検討項目および事業別に担当委員が決められた。

意見募集の実施

- ~ 3/27：提言をベースとして、「説明資料(第1稿)審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点、論点に関する意見を募集
- 6/7~6/26：説明資料(第1稿)について、分担の各事業について実施・検討の妥当性、留意点、内容を意見募集
- 8/8~8/21：説明資料(第2稿)に対する治水部会意見書(第23回委員会(7/12)資料2-2)に関する修正、増強意見。および整備内容シート(第2稿)について「実施」「検討」にあたっての課題について意見募集

(3) 今後の予定

- 10/24：第6回治水部会

7 利水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/8：第1回利水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回利水部会：説明資料に関する意見交換
- 4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 6/7：第1回利水部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回利水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/7：第3回利水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/2：第4回利水部会検討会：河川管理者からの説明および意見交換
- 8/22：第5回利水部会検討会：河川管理者からの説明および部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/2：第4回利水部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/19：第6回利水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- *10/12：第7回利水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
(* は 15 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

第1回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第1稿)および(第2稿)(6/20の委員会提出予定)を精読し、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

< 検討項目および分担 >

検討項目	担当委員
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員
環境流量	榎屋委員、村上委員
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、榎村部会長代理
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員
湧水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)

()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

意見募集の実施

- ~4/14：今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について意見募集
- 6/7~8/18：説明資料(第2稿)を精読し、分担部分について追加、修正すべき内容、議論すべき項目等を整理、意見募集
- 8/18~8/22：中間意見書案(第23回委員会(7/12)資料2-1)への意見募集

(3) 今後の予定

- 10/24：第5回利水部会

8 住民参加部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 2/24：第1回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 3/27：第2回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/11：第3回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/18：第4回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 5/27：第5回住民参加部会：説明資料に関する意見交換
- 7/ 4：第1回住民参加部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換
- 7/31：作業部会（展開班）
- 8/ 4：作業部会（展開班、実践班）
- 8/11：作業部会（実践班）
- 8/20：第2回住民参加部会検討会：説明資料（第2稿）について、各検討班からの報告、および意見交換
- 8/28：第6回住民参加部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- * 8/28：作業部会（意見書とりまとめ）：意見書とりまとめに向けた調整および意見交換
- * 9/18：第3回住民参加部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- * 10/13：第4回住民参加部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/16：作業部会（意見書とりまとめ）：意見書部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換
- 10/21：作業部会（意見書とりまとめ）：意見書部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換
- 10/23：第7回住民参加部会：意見書とりまとめに向けた意見交換予定

（*は15頁以降の「結果報告」「結果概要」を参照下さい）

(2) 追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言(提言030117版の別冊)は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

(3) 意見とりまとめの進め方

リーダーの決定および作業部会（検討班）の設立

7/4開催の第1回検討会において、部会としての意見とりまとめに向けて、下記3つの班を設けて検討することが決定した。とりまとめリーダー山村委員、サブリーダー荻野委員。また、各班で議論すべき論点を検討し、その結果を次回部会検討会にて部会全体で議論することとなった。さらに、部会長、部会長代理リーダー、サブリーダー、各班長の7名で作業部会を開催し、意見書の最終調整(各班の記述内容の整合性を図る等)を行うこととなった。

検討班	担当委員（　：班長、　：副班長） とりまとめリーダー：山村委員、サブリーダー：荻野委員
理念班	田村委員、畑委員、嘉田委員、山村委員、米山委員
実践班	塚本委員、田中委員、荻野委員、寺田委員、藤井委員、三田村委員
展開班	川上委員、村上委員、有馬委員、小竹委員、本多委員、松本委員、（山本委員）

（　）内は、7/4 部会検討会に他部会より参加された委員。

意見書の構成変更に伴う作業部会の設立

第25回委員会（9/30）にて、淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書の構成が決定したことを受けて、第4回住民参加部会検討会にて、意見書 部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向け、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。

作業部会リーダー：川上委員

「計画策定における住民意見の反映について」担当：荻野委員

「部会意見」担当：山村委員

合意形成についての意見とりまとめ：川上委員

調整・相談係：三田村部会長、嘉田部会長代理

意見募集の実施

3/27～4/11：意見提出分担に従い、説明資料（第1稿）に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見募集

4/11～5/27：説明資料（第1稿）検討の論点に関する意見も含めて再募集

5/27～6/4：説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容も含めて引き続き意見募集

8/6～8/18：展開班に対して、川上班長とりまとめ(案)について意見募集

8/8～8/18：理念班に対して、田村班長とりまとめ(案)について意見募集

8/20～9/26：合意形成（社会的合意）についての意見募集

10/19～20：住民参加部会意見についての意見募集

（4）今後の予定

未定

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第 29 回運営会議 (2003.10.17 開催) 結果報告 16

< 委員会 >

第 25 回委員会 (2003.9.30 開催) 結果報告 18

< 琵琶湖部会 >

琵琶湖部会・淀川部会 一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを
考える若者討論会 3」(2003.8.30 開催) 結果報告 20
第 26 回琵琶湖部会 (2003.9.24 開催) 結果概要 (暫定版) 27
第 3 回琵琶湖部会検討会 (2003.10.14 開催) 結果報告 31

< 淀川部会 >

第 23 回淀川部会 (2003.10.13 開催) 結果報告 32

< 猪名川部会 >

第 20 回猪名川部会 (2003.10.9 開催) 結果報告 34

< 環境・利用部会 >

第 7 回環境・利用部会検討会 (2003.10.15 開催) 結果報告 35

< 治水部会 >

第 5 回治水部会検討会 (2003.10.12 開催) 結果報告 36

< 利水部会 >

第 7 回利水部会検討会 (2003.10.12 開催) 結果報告 38

< 住民参加部会 >

第 6 回住民参加部会 (2003.8.28 開催) 結果概要 (暫定版) 39
第 3 回住民参加部会検討会 (2003.9.18 開催) 結果報告 42
第 4 回住民参加部会検討会 (2003.10.13 開催) 結果報告 43

開催日時：2003年10月17日（土） 10:00～14:00

場 所：ぱるるプラザ京都 6階 会議室3

参加者数：運営会議委員8名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、作業部会委員5名、傍聴委員1名、河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

意見書の確定のスケジュールについて（別紙図を参照ください）

- ・ 以下の意見については、当初予定通り、第 26 回委員会（10/29）での確定をめざす。
 - ・ 意見書第 部「河川整備の方針について」（基礎原案 1 章～4 章についての意見）
 - ・ 意見書第 部「河川整備の内容について」（整備内容シートを含む基礎原案第 5 章への意見）のうち、整備内容シートに記されている事業についての意見
 - ・ 意見書第 部「計画策定における住民意見の反映について」
- ・ 第 部のうち、整備内容シート以外への意見（例：整備計画に盛り込まれていないが実施・検討が必要だと思われる事項など）は、第 部「部会意見」の地域別部会の意見を踏まえて最終的にとりまとめる。そのため、第 部の地域別部会の意見については、基礎原案の 5 章に沿った構成に統一し、第 部のうち、整備内容シート以外への意見については、第 27 回委員会（12/9 16:00～19:00）を追加開催して議論、確定することを目指すこととする。
- ・ 第 27 回委員会開催に合わせて、第 30 回運営会議（11/26 10:00～13:00）も追加開催する。
- ・ 第 部「部会意見」については、各部会ができる限り、第 26 回委員会（10/29）に確定版を提出する。第 26 回委員会に間に合わない部会については、遅くとも 11 月中旬（11/17 頃を目途）までに確定する。確定の期日については各部会長の判断に任せる。

意見書素案 030930 版（意見書第 部）についての検討

- ・ 意見書全体について、位置づけとしては、河川管理者（国土交通省）に提出するものだが、意識としては、自治体や住民へのメッセージも込めた内容とする、ことが確認された。
- ・ 「はじめに」「おわりに」については、委員長および委員長代理作成案をもとに議論された。
- ・ 「1 計画策定・実施」について、前文に琵琶湖や県管理区間など直轄管理区間ではないところについてもこの計画の理念が及ぶことが重要であることを記述する。また、琵琶湖の位置づけについても記述する。
- ・ 「2 環境」については、現在最終とりまとめ中の環境・利用部会意見との整合を図る。
- ・ 「3 治水」「7 ダム」について、「国以外が管理する区間、施設についても同じ理念で整備・検討を進めることが重要」という記述を追加する。

計画策定後の流域委員会に関する検討メンバー、検討の流れについて

- ・ 検討メンバー（9/30 の委員会では「数名の委員で案を作成し、全委員に諮る」ことが決定済）は、運営会議委員から数名、委員会委員から数名とする。芦田委員長がメンバー案を作成し、第 26 回委員会に諮る。
- ・ 検討メンバーが作成した方針案（計画策定後の流域委員会の具体的な内容について）を、第 27 回委員会に諮る。

河川管理者が実施予定の円卓会議に関する報告

- ・ 前回委員会以降の状況（円卓会議の開催予定、流域委員会委員として参加予定の委員名等）が報告された。

以上

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

別紙：意見書確定までのスケジュール（10/17 運営会議決定事項）

日程	第 部 河川整備の方針について(基礎原案1～4章への意見)	第 部 河川整備の内容について(整備内容シートを含む基礎原案5章への意見)	第 部 計画策定における住民意見の反映について	第 部 部会意見
10/19	各意見書案(第 部に関しては整備内容シートに記載された事業への意見案)について意見募集			各部会にてとりまとめ (地域別部会は基礎原案5章に沿った構成とする) (可能な部会は確定する 各部長が判断)
			10/21 住民参加部会作業部会にて修正 10/23 住民参加部会にて修正	
10/26	意見募集〆切			
	10/27 意見書作業部会にて修正	10/27 意見書作業部会にて「整備内容シートに記載された事業への意見案」修正	住民参加部会作業部会メンバーにて修正	
10/29 委員会	委員会にて議論し、確定	◇整備内容シートに記載された事業への意見：委員会にて議論、確定 ◇基礎原案5章への意見：委員会にて作業部会案を議論	委員会にて議論し、確定	10/29 までに確定した部会は、委員会に確定版を提出
		部会意見(確定版)を踏まえ、作業部会にて適宜修正	←	11/17 頃までに、すべての部会が確定版を提出
11/26 運営会議		作業部会案を議論		
12/9 委員会(予定)		委員会にて議論、確定		

開催日時：2003 年 9 月 30 日（火） 13：30～18：15

場 所：大阪府立体育館 第 2 競技場

参加者数：委員 36 名、河川管理者 20 名、一般傍聴者 286 名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の 4 部構成とし、次回委員会（10/29）での確定をめざす。

河川整備の方針について：基礎原案 1～4 章についての委員会の意見。

河川整備の内容について：基礎原案 5 章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。

計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。

部会意見：各部会にて作成する。

- ・各委員は 10/13 までに意見書素案（資料 2-2）への意見を提出する。
- ・今後の流域委員会については、意見書には「基礎原案の記述は大筋了解」と記述し、具体的な内容は意見書とりまとめ後、1 ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

第 24 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

意見書の作成方針に関する意見交換

資料 2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

意見書（素案）- 河川整備の方針について - に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）- 河川整備の方針について -」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

< 流域全体としての対応について >

- ・素案では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべき。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。
- ・河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。

< 河川整備の目標について >

・素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとあるが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述すべき。

< 社会的合意について >

・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得る一つのシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。(河川管理者)

< 住民参加について >

・河川レンジャーについて、住民参加による川づくりの中での役割についても追記しておく必要がある。

・河川管理者は住民参加の試行と並行して、河川ごとに検討会をつくり、住民参加のルール作りも進めていくべき。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、「整備計画では淀川環境委員会について明確に位置付けるべき」「素案では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか」「前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい」「基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。整備計画では事業内容や期間について明確にしてほしい。このままでは地元の計画も進まない」「今日出された整備方針に関する意見書素案は提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい」等の意見が出された。

なお、2点目の意見に対して委員から、「素案の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めた訳ではない」との意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

平成 15 年 10 月 9 日 庶務作成

開催日時：2003 年 8 月 30 日（土） 13：30～17：15

テーマ：「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 No 3」

場所：大阪会館 Aホール

参加者数：委員 15 名、一般傍聴者 86 名

1 試行の会の概要

寺川委員による本日の会の趣旨説明の後、意見発表者 5 名より各 10 分ずつご意見をうかがい、各 5 分程度委員との質疑応答が行われた。その後、本日の発表内容などについて、委員、発表者、一般傍聴者の間で意見交換が行われた。

2 意見発表者からの主な意見

安東 尚美氏（流域調整室）：天ヶ瀬ダムの再開発計画の 1500m³/s 放流に対する疑問（発表内容の概要）

天ヶ瀬ダムの総合開発は琵琶湖の治水が目的とされていますが、再開発により天ヶ瀬ダムからの放流量を 1500m³/s に上げることによる琵琶湖の水位の低下に対する効果は小さなものです。天ヶ瀬ダムの放流能力を上げるために、600m³/s 流れるトンネルを莫大な費用をかけて作る計画が有効ということですが、実は天ヶ瀬ダムの非常用のゲートを使えば 1500m³/s 放流も可能ということを今になって出してきました。また、宇治川の改修、河床掘削等に対しても様々な弊害が懸念されています。鹿跳橋の流量を増やすためにトンネルをつくる案も説明されていますが、何 m³/s からトンネルが必要になるのかが不明です。河川管理者の説明では、はじめに 1500m³/s ありきという考え方で検討されているように思えます。

琵琶湖周辺の浸水被害を軽減することが目的なのですから、他の対策が可能であれば必ずしもこの 1500m³/s にこだわる必要はないと思います。既存施設でどの程度の対策ができるかをまず評価していただきたい。琵琶湖の浸水に対する対策と比較して考えられてはどうでしょうか。

（主な意見交換）

・瀬田川洗堰から塔の島までの「一連区間」で 1500m³/s 流せるようにというこの整備計画案については、流域委員会でも検討してきました。ところで、ご意見ではこの案のどこに異論があるのかわかりにくかったのですが。（委員）

この計画にかかる莫大なコストや、鹿跳橋や宇治川の改修に伴う問題、リスクに見合うだけの効果が本当にあるのか疑問だと言うことです。（発表者）

・洗堰から 1500m³/s 流れるのは琵琶湖の水位が計画高水位であるプラス 1.4m のときになるので、1500m³/s 流れ得る時間というのはごく僅かであり、それは天ヶ瀬ダム等との流量調節で流すことは可能ではないかと思っています。その後の 1500m³/s 以下の流量をどう流すかを検討中なのですが、何かお考えはありますか。（委員）

宇治川については、1300m³/s 位なら、環境や舟運に影響する塔の川締め切りも必要なく、無理なく流れる、といった話は聴いています。ご検討をよろしく願います。また、鹿跳橋のところにどのくらい流下能力があり、計算をどのようにしたのかということも委員の方も理解されて議論を進めていかれるとよいと思います。（発表者）

中森 藤雄氏（滋賀県大津市在住）：大津放水路全区間の早期完成を

（発表内容の概要）

私は大津放水路の建設事業計画の最上流端に当たります諸子川の沿川に住んでおります。現在この大津放水路の一期区間のみが継続実施として説明資料に明記されておりますが、盛越川から諸子川に至る二期区間については触れられておらず、また委員会や琵琶湖部会でも言及されておられません。

しかしながら、一期区間同様二期区間も都市機能や歴史資産が集積しており、浸水などによる被害が大きい流域であり、現実にも大雨や台風、またそれに伴う土砂流出等による被害を出してきた地域でもあります。工事を途中で中止されますと効果が半減するといったデータもあり、全線約 5km を完成してこそ所期の目的が達せられると認識しております。大津市民が安心して安全に暮らせるよう、この大津放水路全区間の早期完成を要望します。

（主な意見交換）

・私も現場を見せてもらったことがありますが、急勾配であるために大量の砂が琵琶湖に流れ出て、木も洪水で流れてしまうようですが、人命はどうだったのですか。（委員）

私の記憶では人的な被害はありません。ただ、土砂や流木が河川を閉塞するために水が溢れ、家屋に相当浸水したという記憶はあります。（発表者）

・確かに、これまで委員会或いは部会で大津放水路について議論できていないので、検討する必要があると感じています。（委員）

・この問題は根本的な治水の問題を含んでいます。まず、途中から地下にトンネルを掘って瀬田川に直接流すという方策は川のあるべき本来の姿ではないのですが、下流側に町が発達し川を広げる余地がないためにこのような苦肉の策が出てきたのです。ところが、恐らくは財政的な問題と思いますが、当面は手をつける余地がなく一期区間しか実施とされていない。狭窄部の開削の問題にしてもそうなのですが、これまでの治水は実はできないことをできるかのように言ってきたという問題があるのです。流域委員会は、河川改修に期待しすぎるのではなく、現実を見て、壊滅的な被害だけは避けるべく、流域対応と併せて治水を考えていく方針です。大津放水路につきましても、今後新たな川づくりをしていくに当り、河川改修だけに頼らない治水を考えていくべきだと思います。（委員）

酒井 研一氏（高時川の明日を考える住民大会実行委員会委員長、湖北土地改良区理事長）

：丹生ダム建設事業の必要性について

（発表内容の概要）

高時川と姉川の合流点より琵琶湖までは極端な天井川となっており、洪水となると堤防の決壊により家屋は流され田畑は荒廃し、住民は非常な苦労を強いられてきました。丹生ダム建設事業は、治水対策をはじめ琵琶湖の利水計画に沿った重要な事業として、地域住民も長年協力してきております。それが、ダム本体工事着手が目前となった今になって見直し案が出され検討に未だ数年を要するとされたことは、住民への配慮を欠いた決定であると言わざるを得ません。

先日 8 月 9 日の 10 号台風で実際にどれほどの被害が出たか、本日も資料をもってきます。見直し案の結論が出るまで 2 年も待っていてはその間にまたどのような被害がでるかしかれません。実態を知っていただいた上でご議論いただいて、早急に結論を出し、丹生ダム建設を進めていただきたい。これは地元住民を代表しての意見です。

（主な意見交換）

・天井川は、洪水に対して普通の川以上に危険であるという問題がありますが、これに対し

ては、例えば河川の付け替えなど、様々な方法が考えられます。丹生ダムについては、多目的ダムとして計画されていますので、利水容量が不要となった場合地元が費用を負担する治水容量が占める割合が増えることとなりますが、それは出されるつもりなのでしょうか。(委員)

金銭的なことは、行政が責任をもって行うべきではないでしょうか。河川の付け替えとおっしゃいますが、この土木の時代、できるものなら既に行っていたと思います。当地は伏流水で生活してきた歴史があり、他の方法がないからこそダムを念願してきたのです。(発表者)

・委員会では、治水に関してどのような洪水であろうと壊滅的な被害にならないようにする、という基本的な考え方をもっています。これまでの河川改修やダムは、予定内の中小洪水には有効ですが、それ以上の雨になると効果を失います。決してどこかの地域に被害があってもいいという考え方で議論をしているわけではなく、いかにすれば大被害を避け得るのかということを考えています。(委員)

・ダムにも欠点がありますが、そのことについては考慮されているのでしょうか。また、本当にダム以外の方法が考えられないのでしょうか。(委員)

地域により違いがあると思うのですが、私の地元では他の方法は考えられません。ダムの欠点については考えていませんが、自然の生態系ということより我々人間の環境のことを考えています。(発表者)

平山 紘一郎氏(大阪・水かいどう 808 事務局長): 都市河川の活性について
(発表内容の概要)

現在都市河川は汚染がひどい状態ですが、50年ほど前までは道頓堀川も水は澄みとてもきれいだったということです。戦後の高度成長の弊害として公害問題が起こり、その対策として様々な規制が企業の産業活動等になされた結果、現在は水質においてもほぼその基準をクリアしています。

従って、今後どれだけ川を以前のきれいな状態に戻せるかは、自分達の川をきれいにしようという市民の意識の向上を図る市民活動と、行政の行動がカギと考えています。私たちはアピール効果も考慮して、大阪のシンボル道頓堀をまずきれいにしたいと、イケチョウガイという淡水真珠を入植したり「道頓堀川大水泳大会」を企画したり、様々な取り組みを行っています。しかしながら、ヘドロの問題等市民活動だけで解決できない問題も多く、国の方針としても都市河川の整備にも尽力をお願いしたいと思います。

(主な意見交換)

・大阪の都市河川をきれいにするためには、上流からきれいにしなければ効果は出にくいということ、またやはり汚れている大阪湾とのつながりもあるので、上流から海に至るまでの広い視野で活動を展開していただきたいと思います。最上流の名張川や木津川、あるいは琵琶湖での浄化への取り組み等も見に行かれてはどうでしょうか。(委員)

・役所の縦割りの問題や、国と自治体の関係で、役割が分担されているためにかえって総合的に水質の問題を考えることが難しいという現状がありますが、そのような分断を乗り越えて連絡調整する役割も委員会にはあると思いますので、そのことを流域委員会の努力目標にしたいと思います。(委員)

・淡水真珠のことですが、イケチョウガイはどこから仕入れておられるのですか。(委員)

これは琵琶湖固有種なのですが、現在は中国からの逆輸入で業者がほとんどいなくなっております。残された数少ない業者の一つである田村真珠というところから仕入れられています。(発表者)

岡内 勝次郎氏(大阪淀川リトルリーグ事務局長)：高水敷の多目的グラウンドの使用
(発表内容の概要)

先日、日本の武蔵府中の選手が世界一になったというニュースがありましたが、それだけ日本の子供は野球を頑張っているということであり、当リーグからも才能ある選手を多く輩出しております。ところが、これまで使わせていただいてきました淀川の高水敷の多目的グラウンドが今や消えようとしています。河川敷にはホームレスやごみの散乱など様々な問題がありますが、私たちはグラウンドはもちろん、心無い人に汚される周辺の川辺の清掃等も感謝の気持ちで実行しており、大切に使わせていただいています。子ども達には礼儀作法や団結、努力、忍耐ということを教えてきました。高水敷のグラウンドがなくなりますと、商業地域小企業地の土地柄の中、子供たちはどこで学ばよいのでしょうか。

また、下流の者には上流で自然を破壊するダムはむしろ必要なく感じます。高波対策、高潮対策の堤防等を造っていただきたいと思います。

(主な意見交換)

河原は本来グラウンドのあるべき場所ではなく、街の中で整備すべきものであるのに、それがされてこなかったことが間違っているとは思われませんか。(委員)

大阪市では、学校のグラウンドの使用を認めていないことが一番の問題だと思います。

そのようなご意見をお持ちであるなら、学校や大阪市と話し合っていただきたい。(発表者)

3 自由討論

「発表の内容」や「上下流の意識の違い」等について、委員、発表者、一般傍聴者の間で意見交換が行われた。中でも、特に若い世代の傍聴者に積極的に意見が求められた。

上下流の意識の違い、丹生ダムの必要性について

天野氏：住まれている地域の状況により様々な考え方があることを実感しました。

小丸氏：世代や住んでいる場所、経験等が違うので、様々な考え方があることが当然であり、それをまとめることは本当に難しいと感じています。その中で、公開でこのような調整の場を設けたこと自体意味があるのではないのでしょうか。立場の違う方々が、お互いの意見を聞いてより大きな視野をもつようになるようになればと思います。今後どうしていきたいのかということについて意見交換してほしいです。

傍聴者：今日の話聞いて、淀川水系は本当に広い流域であり、様々な問題を抱えていることを感じました。上流から下流までの、様々な問題を抱えた人たちの共通の認識を深めるために大変有意義な場であると思うので、今後もこのような機会をもってほしいです。

傍聴者：滋賀県伊香郡で高時川治水対策協会の会長をしております。高時川流域は洪水の一方で夏は渇水にも苦しめられてきました。高月町では一般家庭も工業用水も高時川の伏流である地下水を使っておりますので、現在の異常気象のなかで高時川に渇水が続くと工業も家庭用水も水道事業も破綻します。この問題の解決には、ダムを作り一年中定量の水を流してもらう以外の方法は考えられません。

村上委員：本日様々な問題が出てきましたが、各人の抱える問題が実はつながっているのだという、相互理解が深まっていけば、流域全体でお互いを支えあうような連携ができるのではないのでしょうか。

酒井さんは何年も議論ばかりしている一方で現場では問題が放置されているという問題提起をされましたが、そのことも含めて、国土交通省にできること、あるいは流域委員会にできることには限りがあります。それを变えるためには、ただ河川管理者に全てを任せるのではなく、人々が町づくりや流域づくりを一緒に考えて、各自ができることをして連携していくことが必要なのではないのでしょうか。

酒井氏：国がしなければ誰が責任を持ってできますか。連携をとるために委員会で先生方が議論してご意見を出され、地元も意見を言って、国土交通省はそれを聴いて、それでは物事は進みません。

村上委員：どちらもただ国土交通省に意見を投げるだけでは、国土交通省も意見の調整ができません。このような場を利用してお互いの意見を聞いてこそ、次のことが考えられるのではないのでしょうか。

酒井氏：地域により事情が違うのだから、それを一律に解決することは不可能です。その地域に最も良いこと、住民に広く受け入れられていることを採用していくことが民主主義なのではないのでしょうか。

畑野氏：私は丹生ダムの水源地である余呉町の町長をしておりますが、これまで大阪や兵庫の利水のため、また地域開発のためということで、地元の猛反発を説得してダム計画を推進してきた立場にあります。ダムができるということで、先行投資を行い様々な施設もつくった今になってダムは不要と言われても、私は住民に対し何と言っているのか非常に苦しんでおります。

また、先ほど気象の変化の話もありましたが、今後どのような災害、大雨等が起こるかしれません。起こりうる災害に対し備えるのが行政の務めと思います。

茨 氏：洪水が怖いという地域住民の意見を酌めばダムが必要となりますが、一方でダムについて流域委員会で話し合われている今の状況も理解でき、どちらがいいのか自分の中で答えが出ていません。

牧本氏：当事者のご苦労もわかるのですが、これまで、行政が住民の安全を守るという考えが強すぎて、住民が自分の安全についてあまり考えなくなったという面があると思います。ダム以外でも安全を守る方法はあるのではないのでしょうか。

また、ダムには寿命もあり、堆砂により能力も落ちていきます。30年前の計画の時点ではダムの欠点は見えていなかったのではないかと思いますので、やはりよく検討することが必要です。100年、200年を見据えた水政策を考えるべきです。

千代延氏：今の方と同じような意見なのですが、やはりどんな災害でも人間の工学で防げるという考えには無理があります。そうすると、どのような災害であろうともその被害を軽減しようという流域委員会の考え方が私は大事だと思うのです。また、ダムに関しては工業用水の転用問題が一つの争点となっておりますが、産業が急速に海外へ流出した今の状況を誰も予測できなかったと言えます。国の経済も悪化しております。そこで誰が悪いという議論をするのではなく、現状に即した対策を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

藤田氏：ダムの寿命の件ですが、堆砂に関しましては、100年間は洪水調節機能や利水機能を損なわないようあらかじめ計算し堆砂容量を確保しています。また一杯になれば浚渫等も考えられます。

千代延氏：確かに設計上はその通りですが、実際には30年で既に堆砂容量が一杯になったダムもありますし、貯まった砂を運び出す技術も確立されていないのが現状です。

酒井氏：湖北土地改良区でも昭和38年より自流を計算して記録しておりますが、近年の気象の変化により流量は減退してきています。地球温暖化で、積雪が減少してきた

ことが影響していると思います。水の確保は生物にとって根本的なことです。そのような気象の変化という要素も踏まえて、琵琶湖や下流の利水を考えた方策をたてていただきたい。

塚本委員：酒井さんはダムが必要という一つのことだけを強調されていますが、物事には必ず欠点があるものです。自分が主張することの矛盾や欠点を認められてこそより良いアイデアもでてくると思いますし、そういう意味で一方的な主張であるご意見はあまり信用できないという印象を受けています。

安東氏：塚本委員の意見と関連するのですが、行政の方も、自分達が進めたい事業に都合のいい情報だけを住民に伝えるのではなく、未解決の部分や欠点等もきちんと伝えていただきたいと思うと思います。

若者の参加について

茨氏：自分は洪水の怖さを知らずに育ったので、若者に危険を学ばせられるような社会づくりについてもっと議論してほしいと思います。

伊藤氏：私は土木工学科の学生で、大学では理想的、抽象的なことを授業で聞いてきたのですが、今回実際に関わっている方たちの現実的な意見や歴史的な背景等を聴くことができ勉強になりました。若者からの意見が出ないと言われていましたが、関西には土木工学科の学生が多く、大学へのアピールも方法の一つだと思います。

池貝氏：若者から意見を聴く方法として、自然教室や、子供や若者の自然観察に関わっている NPO、水フォーラムに参加したグループ等に呼びかけることを提案します。

傍聴者：自分が大変だからと強く意見をおっしゃっている方は、他人に無関心なのではないか、上流は下流に、下流は上流にお互いに無関心であると感じました。若い世代も無関心だからこのような会に出席しないのではないのでしょうか。

塚本委員：若くても時代に対応できない人もいれば、年をとっても若い方もいるのだから、特に若い人を対象とする必要はないかもしれません。大人たちのしてきたことの結果が今の若者や子ども達になっているのだから、その反省を込めて大人自身が若くあり頑張らなければならないと思います。

村上委員：私も年齢の問題ではなく、従来の枠組みにないものをつくろうという意識をもっている人が若者と言えるのではないかと思います。それが今後の河川管理のあり方を変えていくために必要なのではないのでしょうか。

会のテーマについて

北村氏：滋賀県の高島町と安曇川町の河口の辺りは最近日本渚百選に選ばれたほど、見た目の風景はきれいになっています。しかしこれは人工的に白砂を運び入れて造られたものであり、昔のヨシや水草の生えていた渚とは違うと感じています。今後このような会合を開くのであれば、一度「渚、河口、内湖を考える若者（あるいは老人）討論会」等のようなテーマで行っていただけないのでしょうか。

船戸氏：今回は若者討論会ということですが、次回は「地域の人々の声」といったテーマで開催していただければと思います。

高水敷グラウンドの使用について

船戸氏：私は大阪市淀川区に住み、地域で淀川体育協会、塚本体育協会、少年野球や子供会にも関わっております。近隣に市の公園は少なく、一番近い自然というと淀川になります。市内の学校は、校庭開放はしても球技は許可していないために、河川敷で野球をするようになった経過があります。私たちは川を大切に、ボランティアで阪神大震災により生じた亀裂の修復からごみ拾いまでを行ってきました。

ソフトボール大会をするところは草地であり、中にはバッタ等の虫も生息しております。国土交通省はこれらの河川敷を改造しようと考えられていますが、そういう自然も残していただきたいと思います。

また、ダムの話は大阪の市民にとっては自然を壊すということで、危惧する人もあります。その特定の地域の人にとっては必要かもしれませんが、行政が地域と密着に話をし、善処していただきたいと思います。

他省庁との連携について

奥中氏：政府機関12省が総合的に動いておらず、旧建設省に淀川流域都市計画といったものがなかったことが現在の環境問題や市町村の問題となっていると思います。委員会にはこのような角度から議論をしていただきたいと思います。

最後に：委員から

三田村委員：住民参加部会に関わる者としての反省ですが、「若者討論会」という本日の会の趣旨にも関わらず若者からの意見が少なかった一番の原因は、河川学習への支援の不足ではないかと反省しております。企画側がほとんど年配者であったことも一因かもしれません。

この会の目的は2つありまして、1つは住民の意見を聴いて、委員会が河川管理者に提出する意見書に盛り込むこと、もう一つは住民の意見を聴く方法を探ることです。住民参加部会からは、ファシリテーターを介した対話集会を河川管理者に提案しておりますが、本日も上下流の意見の対立が見られ、結果としてこの対話集会に近い形になったのではないかと感じました。ただ、その場合ファシリテーターが合意形成に向けて意見を集約する方向にもっていくことが求められますが、そこまでには至らなかったことが反省点かと思えます。河川管理者には、今回の会を反面教師として、より良い対話集会を開催していただきますようお願いしたいと思います。

寺川委員：今回はこちらの宣伝不足や工夫不足もあり、若者からの申し込みが少なく一度は中止も考えたのですが、本日皆様の様々な意見を聴かせていただく中で新たな発見もありましたし、出された様々な意見をどのように整備計画に反映していけるかを一緒に考える場をもったという意味で、この試行の会は成功であったと感じています。これで終わるのではなく、時間をかけてこのような場を重ね、共通認識のもとによりよい方向に向けた川づくりを目指せるようこれからも皆様と力をあわせていくことを確認して、本日の会を閉じさせていただきたいと思います。

本日参加してくださった皆さん、本当にありがとうございました。

以上

第 26 回琵琶湖部会（2003.9.24 開催）結果概要（暫定版）

03.10.7 庶務作成

開催日時：2003 年 9 月 24 日（月） 13：30～16：30

場 所：大津プリンスホテル 2 階 コンベンションホール「淡海 6」

参加者数：委員 10 名、他部会委員 1 名、河川管理者 14 名、一般傍聴者 79 名

1 決定事項

- ・次回部会は、10 月 23 日（木）13 時または 13 時半より開催を予定する。次回運営会議（9/27 開催）で審議の状況を確認した上で開催を決定する。
- ・琵琶湖部会としてのとりまとめは、本日の議論を受けて中村リーダーが修正した後、部会委員へ送付し意見を提出してもらう。
- ・整備内容シートへの意見については、検討すべき部分の分担を決定し、中村リーダーより委員へ連絡する。

2 審議の概要

委員会、他部会および作業部会の開催状況等の報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、委員会、各部会、意見書とりまとめの作業部会の状況等について説明が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

）意見書について

意見書の構成や意見書とりまとめの進捗状況等について、意見書とりまとめ作業部会リーダーである今本委員より説明があり、その後意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

）琵琶湖部会とりまとめ素案についての意見交換

主に資料 2「琵琶湖部会とりまとめ素案（概要）」を用いて意見交換が行われ、琵琶湖部会のとりまとめについては、概ねこれでよいことが確認された上で、上記「1 決定事項」の通り決定した。なお、体裁や構成の変更については、次回運営会議の結果を待って、必要に応じて修正することとなった。主な意見については「3 主な意見」を参照。

一般意見聴取試行の会の報告

資料 3「一般意見聴取試行の会の報告」をもとに、これまで 3 回開催された一般意見聴取試行の会（テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会）について、会の概要や出された意見、成果や課題等について報告がなされた。主な意見については「3 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から発言があった。主な意見については「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

意見書とりまとめに向けた意見交換

）意見書について

・作業部会では、現在、整備計画基礎原案の1章から4章の“河川整備計画の考え方や方針”にあたる部分に対する意見書をつくる作業をしている。まだ運営会議で承認を得る必要があるが、全委員に対しては、特に具体的な整備内容シートの検討を依頼したいと考えており、例えば、琵琶湖部会に関連する部分については、琵琶湖部会でまとめていただきたい。地域別部会やテーマ別部会の部分については、できるだけ構成等はそろえたいが、各部会の独自性もあるので、多くを部会に任せたいと考えている。(作業部会リーダー)

最終的なとりまとめの段階になって慌ててまとめるようなことはしたくないので、日程についても運営会議等で十分検討してほしい。

・運営会議と庶務で意見書とりまとめのための意見の集約の仕方を整理し、最終的な仕上がりをイメージした具体的な形で指示をしてほしい。

意見を求められた委員が混乱しないようにする必要がある。また、河川管理者にも一般の方にも流域委員会の見解が分かるような整理の仕方をすべき。

9月27日の運営会議で了承が得られれば、明確に方針を出せるだろう。(作業部会リーダー)

・意見書の構成は、 が骨子、 が整備内容シートについての意見、 が部会ごとの意見取りまとめということだが、 が具体的な中身になるので と を入れ替えてはどうか。

・基礎原案に対する意見書は、第2稿までのような修正等の要望の形ではなく、委員会としての判断や意見を公式に述べる形になる。(部会長)

)琵琶湖部会とりまとめ素案についての意見交換

・意見書の主旨に合わせて、評価できるところは評価し、指摘すべきところはきちんと指摘するような形に書き直す必要がある。

・部会のとりまとめに関しては琵琶湖部会が最も先行しており、内容についても一つの模範となり得る。これはこれで良いのでは？(作業部会リーダー)

・最新の情報に基づいて修正することと、数字と記号の扱い方がばらばらなのでフォーマットを統一して整理することが必要。

・琵琶湖部会は治水の部分が少ないので、充実する必要があるがどうすればいいか。

琵琶湖周辺で問題になっていることについて治水部会でも検討するので、その検討結果を参考にしてほしい。(作業部会リーダー)

・部会のとりまとめで個別意見の添付部分(資料2の12ページ以降)の取り扱いはどうなるのか。

委員会の意見として一本化されるのであれば、部会の中でこのようなものを添付する必要はなくなる。

整備シートに関わる部分は、全て委員会の意見として一本化したいと考えているが、例えば琵琶湖部会に関連する部分は琵琶湖部会で原案をまとめていただき、それをもとに作業部会で全体の再調整を行う。委員会でもまとめた意見書に「反対」という意見を書くところは提言のような形で別に設けたいと思う。(作業部会リーダー)

資料2の22ページ以降は、整備内容シートについての意見の部分と、既にとりまとめ素案に取り入れられている部分、とりまとめに追加すべき部分が混在している。この部分については整理していただき、意見を出した委員もこの観点から見直して修正してもらってはどうか。(部会長)

<整備内容シートの検討について>

・整備内容シートの中身は「実施」と「検討」の2つに分かれる。「検討」については、この

ような検討も必要である、という言い方ができるが、「実施」の部分に関して、実施してよいという判断をどのようにしていくかを議論してはどうか。

部会では部会としての意見をまとめて、最終的な判断は委員会で行うことになる。まずは各委員ができるだけ意見を出すことが重要だと思う。出てきた意見に対する議論も委員会で行うことだろう。(部会長)

特に、「実施」とされている事業で実施すべきでないという意見は重要であり、理由を明確にして出してほしい。(作業部会リーダー)

・基礎原案に対応する新しい整備内容シートをまた一から見直している時間はない。既に第2稿の整備内容シートに対する意見は出されており、これを活用するためにも整備内容シートの第2稿と基礎原案の変更点の比較表が欲しい。

庶務にて、第2稿に出された意見を整理し基礎原案のシート番号にふり直して、意見が基礎原案に反映されているかが委員に分かるように示してほしい。(部会長)

番号の対応表は現在作成中である。庶務では意見がどの程度反映されているか等の判断まではできかねるが、シートが前回と同一である、あるいはここに図が挿入されている等の簡単なコメントをつける程度なら可能である。その作業をするなら、一週間位は見えていただきたい。(庶務)

整備内容シートの検討については、9/30までは各自の得意分野に関連する箇所の意見を提出し、30日以降にそれ以外の箇所への意見を提出してはどうか。30日の委員会で主に審議されるのは、整備内容シートについてではなくIの意見書の骨子の内容である。(作業部会リーダー)

・整備内容シートの琵琶湖に関わる部分で出てきた意見については、部会できちんと議論してから委員会に提出する必要がある。その整理は、琵琶湖部会のワーキンググループにお願いしたい。(部会長)

・整備内容シートの個々の内容については、複数の意見が出された上で集約されることが望ましいが、現状では意見の出ている箇所と出していない箇所に差が出ている。

琵琶湖部会としての意見をまとめるためには、出ている意見に対する意見もどんどん出して、議論して行くべき。(部会長)

<その他>

・琵琶湖部会で議論する内容は下流に影響するので、他部会からも琵琶湖部会の意見とりまとめ素案或いは整備の内容について意見をもらいたい。琵琶湖部会からそのような要望を出す、また、必要であれば10月に他部会と琵琶湖部会を合同開催する等考えられる。

直接意見を交わすことが必要なので、スケジュール的には厳しいができるだけそのような機会をつくりたい。(作業部会リーダー)

・天津放水路の2期事業について整備計画では実施とも検討とも記載されていないが、どのような判断をされて何も記載されていないのか。

基礎原案(4.3「治水・防災」)における治水の対策の優先順位として、破堤の回避・軽減、狭窄部上流の浸水対策、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、そして「一連区間整備の関連等」として、これ以外で現在かなり事業が進んでおり、完成間近であるものを完成させることを挙げている。天津放水路の1期事業については、この最後の項目に当てはまるが、2期事業に関してはこれらの優先項目のどれにも当てはまらないため、扱いが決まっていないので記載していない。2期事業が効果はないと言っているのでは決していないが、限られた中での優先順位を考えた際に、直ちに実施という位置づけには

なっていないということだ。(河川管理者)

一般意見聴取試行の会の報告

- ・3回取り組んだ中で、委員と発言者、また会場の参加者との議論もあり、今後の整備計画にも反映していけるような積極的な意見もあった。不十分な点については資料3の7ページにまとめているので、これらの点を参考にして今後を活かしていただければ、いい討論集会をつくっていけるのではないかと感じた。
- ・若者の応募が少ないことが課題。若者の関心の低さはかなり深刻であること、若者に川や水に関心を持ってもらうことがいかに難しいかを感じた。もっと関心を持ってもらうことが重要。

一般からの意見聴取

- ・本日議論された『琵琶湖部会とりまとめ素案』(資料2)は、メリハリがあり見解も明快でよくできている。他部会でも参考にしていただいて、全体にわたってこのような格調高い意見書を出してほしい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要はホームページに掲載しております。

第3回琵琶湖部会検討会（2003.10.14開催）結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時：2003年10月14日（火） 14：00～17：30

場 所：大津商工会議所 第4会議室

参加者数：委員10名

1 決定事項

- ・整備内容シートの琵琶湖部会関連部分について、各委員から出された意見を集約する担当を決定した。担当は以下の通り。（下線の委員は責任者）

治 水：江頭委員、嘉田委員（社会的側面からの検討を担当）、水山委員、
環 境：川端委員、倉田委員（魚道担当）、小林委員、宗宮委員、西野委員、
松岡委員（魚道担当）、三田村委員、
利水・利用：井上委員（利用担当）、嘉田委員、仁連委員、藤井委員
維 持：村上委員
ダ ム：寺川委員、中村委員
計 画：中村委員

- ・上記整備内容シートへの意見の集約は、できる限り10/15の意見書作業部会までに提出する。
- ・各委員は、10/17までに琵琶湖部会とりまとめへの意見・修正案を提出する。これを中村リーダーが反映した後、川那部部会長が確認及び修正した上で、10/23の琵琶湖部会で部会とりまとめを確定する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

）部会意見とりまとめについて

資料2-1「琵琶湖部会の意見（概要）」を用いて中村リーダーより前回部会以降の変更点等について説明があり、その後意見交換が行われた。「水位に関しては、評価があまり記述されていないのではないか」「環境学習については、ソフトを考えていく必要性を入れるべき」等の意見が出された。

）整備内容シートへの意見の集約について

資料2-2「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見（2003/10/13 22:00現在）」および資料2-2別紙を用いて、琵琶湖部会に関連する「計画-1 河川レンジャー」および「環境-13 横断方向の河川形状の修復の検討（野洲川河口【砂洲含む】）」を例として意見交換を行い、部会としてどのように意見を集約するかを試行した。他の整備内容シートについては、上記「1 決定事項」の通り分担して作業を行うことが決定した。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003 年 10 月 13 日 (月・祝) 10 : 00 ~ 13 : 40

場 所：大阪会館 A ホール

参加者数：委員 18 名 (1 名は部会長の要請により参加) 河川管理者 15 名、一般傍聴者 32 名

1 決定事項

- ・本日の議論を受けて、とりまとめ担当者は、とりまとめを修正して、16 日までに庶務に提出し、17 日の運営会議資料とする。淀川部会委員にもとりまとめを送付し、意見募集を行う。その後、部会長、部会長代理、庶務にてとりまとめを修正し、10 月 29 日の第 26 回委員会に提出する。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

整備内容シート (淀川関連部分) および部会とりまとめ (案) の各とりまとめ担当者より、資料 2-1-1「整備内容シート (淀川関連部分) に関する意見とりまとめ案」、資料 2-2「淀川部会とりまとめ (案)」を用いて、説明が行われた後、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

< 整備内容シートに関する意見とりまとめ (案) に関する意見交換 >

- ・環境 51 のオオサンショウウオの保全の実施に対して、「検討で可」という意見が出されているが、これは「実施すべきではない」ということか。(河川管理者)

整備内容シートでは「検討」となっていることから生じた誤記と思われる。(庶務)

そうであれば、整備内容シートの誤り。「検討」ではなく「実施」である。(河川管理者)

実施して良いと思うが、オオサンショウウオが増えすぎて生態系が悪化しないかどうかを検討すべき。

- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業に関する整備内容シートへの意見とりまとめは、意見書 (素案) と提言の趣旨に沿っているかどうかという観点から、まとめている。他の班も参考にしてほしい。(部会長)

- ・資料 2-1-1 のニゴロブナとホンモロコに関する環境 - 30 の記述については疑問が残る。これらの魚の減少は、抱卵したメスの捕獲よりも、水位低下による影響の方が大きいのではないか。

- ・環境 - 30 には 2、3 年間漁獲を禁止してモニタリングすべきとの意見が書かれているが、水位操作の試行等、今できることはすぐにやっていくべきではないかと考えている。(河川管理者)

- ・水上バイクの利用規制に関して、「全面禁止の利用規制を実施すべし」との意見が出されているが、これは意見書 (素案) の「河川整備の方針について」と矛盾していないか (河川管理者)

とりまとめ担当者は、提言や意見書の主旨と矛盾がないように修正して欲しい。(部会長)

< 部会とりまとめ (案) に関する意見交換 >

- ・木津川下流の河床低下によって、タマリが干陸化し、イタセンパラがいなくなってしまった。イタセンパラも生きられる環境を木津川下流に回復するよう、記述を追加して欲しい。

- ・部会のとりまとめでは、地域特性に焦点を当てて記述してもよいのではないか。利水に関しては利水部会に、河川レンジャーについては住民参加部会に任せるのも一案だろう。(部会長)
- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業のとりまとめは、環境に関する記述が不十分。ナカセコカワニナ等、この地域にしかない生物もいるので、考慮頂きたい。
- ・淀川河川公園については、淀川部会のとりまとめで意見を述べるべき。

一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から「十三の干潟は、野鳥の来訪地でもあるので、利用の制限も必要ではないか」「スケジュールを優先させて、議論が消化不良に終わってはならない」「川上ダムのとりまとめのうち、特に利水部分の掘り下げが浅い。服部川や柘植川での上水の取水の可能性も考慮したとりまとめを」「ダムの撤去についても検討を」との意見が出された。また、「水利権の更新時に精査確認が行われるとのことだが、次の更新は平成20年となっている。これでは遅すぎる」との意見に対して、部会長より「十分考慮した上で、利水部会の意見をとりにまとめている」との返答があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003 年 10 月 9 日（木） 16：00～19：40

場 所：天満研修センター 305 ホール

参加者数：委員 6 名、河川管理者 10 名、一般傍聴者 50 名

1 決定事項

- ・とりまとめの修正については、委員の意見をもとに部会長、田中リーダーに一任する。
- ・各委員は、整備内容シートについての追加、修正意見を 10/15 の作業部会に間に合うように提出する。
- ・各委員は、「猪名川部会とりまとめ（案）031009」への追加・修正意見を提出する。本日の議論と委員からの意見を踏まえて田中リーダーが案を修正、再度委員へ送付、部会長が最終的に確認した上で 10/29 の第 26 回委員会に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会及び意見書とりまとめ作業部会の開催状況等が説明された。

基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

）整備内容シートについて

資料 2-1-1「整備内容シート（猪名川関連部分）に関する意見（作業部会案）」および資料 2-1-2「『具体的な整備内容シート』に関する委員意見（猪名川関連部分）」を用いて意見交換が行われた。「河川レンジャーについては、猪名川の特性をふまえた独自の人材像を早急に検討する必要がある。」「単なるインタープリターではだめで、実効性が必要」等の意見が出され、「1 決定事項」の通り決定した。

）部会とりまとめについて

資料 2-2「猪名川部会とりまとめ（案）031009」を用いて意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。主な意見は以下の通り。

<主な意見>

- ・狭窄部の浸水被害解消の目標とする計画降雨レベルについては、「さらに検討を要する」という提案にとどめるしかできないのではないか。
- ・ダムおよび狭窄部についてどのようにまとめるか再度意見を提出してほしい。（田中リーダー） など

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から「銀橋の狭窄部は岩倉峡や保津峡等とは事情が違うことをふまえて、開削の可能性についてもう少し踏み込んだ意見を出せないか。また、堤防強化を最優先と言うが、これまで脆弱な堤防を造ってきましたということを事業者が認めても良いのか?」「銀橋狭窄部については、部分的な開削の可能性について治水の専門家と検討すべき。また、河川管理者に議論を深めるための円卓会議を要請したところ拒否された。この意見聴取の姿勢には納得できない。議論を深めていけるような意見聴取にして欲しい」等の発言が出された。これに対し、委員から「まだ不十分なところも多いが、委員会の提言を受け、河川管理者が様々な意見聴取の試みを実施しようとしていることは評価できる。また、委員会側では議論を深めるため、対話集会を何度も開くべきと提言している」「やり方を上から（河川管理者側だけ）決定するだけでなく、一般からの要請を聞くことも重要だ」等のコメントがなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月15日（日） 13:00～16:50

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数：委員21名 他部会委員1名 河川管理者13名 一般傍聴者77名

1 決定事項

- ・部会とりまとめについては、本日の議論を踏まえて修正し、部会委員に送付して再度意見を求めた後、部会長、部会長代理一任で確定する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

「2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」について

- ・全体的に、河川管理者や一般の方にもわかるような表現に修正すべき。
- ・河川管理者が用いている「保全」「修復」等の文言とこのなかで述べている「保全」「修復」等の考えがどのように違い、それを踏まえて河川管理者はどう考えるべきかを記すべき。
- ・最終パラグラフの「『河川環境自然再生化計画』を全体計画のなかに、適切に位置付ける」について具体的に示してほしい。「全体計画」とは河川整備計画を指しているのか、各計画の内容を記してほしい。（河川管理者）

「河川環境自然再生化計画」とは提言の中で記されている言葉である。この部分については、全文削除も視野に入れて検討したい。（部会長）

「3. 河川環境の統合的管理システムの構築」について

- ・基礎原案では自治体等との連携について、「連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」としている。「統合的管理システムの構築」とはこれに加えて、新たな組織を作る必要があるということなのか。（河川管理者）

流域全体の状況を把握して、その情報を集約、公表、共有する場が必要。ただし、今すぐ実現するのは難しいので、今後の方向性として、そういった場を組織することを目指して検討していくべき、というのがとりまとめの趣旨だ。（部会長代理）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「10月29日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい」「基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、優先順位を明確にすべき。中でも、丹生ダムによる流入水量の確保は優先順位が低いのでは」等の意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月12日（日） 13：00～15：10

場 所：ば・る・るプラザ京都 5階 会議室2

参加者数：委員9名 他部会委員2名

1 決定事項

- ・次回の部会は、10/24（金）10:00～12:00に開催する。
- ・部会とりまとめ案は、今日の議論をもとに部会長が修正する。後日、修正案を委員に送って意見を求める。
- ・整備内容シート（治水部分）への意見は、江頭委員が各委員からの意見をふまえて文案を作成し、10/15の意見書作業部会に提出する。堤防関連箇所については水山委員がチェックする。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料1「第25回委員会（2003.9.30開催）結果報告、第6回利水部会検討会（2003.9.19開催）結果概要、第4回治水部会検討会（2003.9.11開催）結果概要」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

主に、資料2-1-2「治水部会とりまとめ（案）」、資料2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）」、資料2-3「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」を参考にして、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

堤防補強について

- ・淀川堤防強化検討委員会で考えられている工法（緩傾斜堤防）では、「河積を縮めることになってしまうが、それで良いのか。どう考えるのかを河川管理者はきちんと示すべき」と意見したい。（部会長）

- ・基礎原案や整備内容シートでは、大規模な堤防補強を慌てて決めて進めようとしているように見える。堤防の緩傾斜化も、環境への影響や河積を縮めない工法について検討した上で出されたベストな案なのか疑問。試験施工的なものを行いながら徐々に進めていくべき。

破堤による「壊滅的」な被害の回避・軽減について

- ・基礎原案では「壊滅的」という言葉が消えて、「破堤による被害の回避・軽減を目標」となっている。（部会長）

基礎原案から「壊滅的」が消えてしまうと、提言の趣旨と違ってくるのではないか。

何が「壊滅的」被害なのかが問題。定義が難しいが、やはり「壊滅的」な被害とは人命の喪失であり、その主な要因が破堤ということではないか。

- ・破堤による被害の一方で、琵琶湖周辺等のゆっくりとした浸水被害をどう考えるか。

スーパー堤防整備によって、家屋等の立て替えが生じた際には、国がその費用を負担できる制度になっている。しかし、浸水被害を軽減するための住宅のピロティ化や土地利用規制の際には、国が費用を負担できる制度になっていない。法令の制定・改正について意見してはどうか。

「自分で守る」「地域で守る」「地域で守る」

・最初は破堤による被害の軽減対策として上手くまとめていると思ったが、中身は従来どおりではないか。住民の防災意識の啓発についても記述されているが、むしろ防災関係者（自治体、水防団等）の意識が低いことが問題。

ダムについて

・効果の少なかったダムや逆効果をもたらしたダムの再調査についても言及しておく必要があるのではないか。

・「有効」という言葉は、「部分的に有効だ」という意味で使用している、というが、そう読まれない可能性がある。誤解を受けないよう、何に対して有効であるといっているのかを明確にさせるべき。

・これからは、ダムをつくるとしても、全く違うやり方でやっていくのだということがわかるような記述にして欲しい。

・大戸川は土砂流出が大きいので、「移動床モデル」を用いた評価による検討をお願いしたい。

大津放水路について

・第2期区間についてどう考えるか。第1期区間の効果を十分に引き出すためには、第2期区間の整備を続けた方がよいという考え方もある。

その考えはこれまでのダム建設の論理と同じ。やめるべきものには、やめるべきと行っていくべき。（部会長）

基礎原案に対して意見するとすれば、「検討項目に含めるべき」「実施すべき」が考えられるが、そう意見できるほど十分な議論ができていないのでは。

府県管理区間について

・直轄区間とそれ以外の問題も加えてほしい。ダムにしても、国管理の部分だけそうしても意味がない、という問題がある。

・砂防ダムや堰も含めた一貫性が必要だ。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年10月12日（日） 10：00～12：00

場 所：ぱ・る・るプラザ 5階 会議室2

参加者数：委員9名、他部会委員1名

1 決定事項

- ・次回の利水部会を、10月24日（金）13:00～15:00にて開催する。
- ・利水部会とりまとめ（案）修正は以下の分担で行い、部会長に提出する。
 - 1、2(1) 3)、4)、(2)、(3)：池淵部会長
 - 2の前文：仁連委員
 - 2(1) 1)、2)：梶屋委員
- ・部会とりまとめ（案）の修正を受けて、池淵部会長は、意見書素案030930版の「4 利水」の修正案を、10/15の意見書作業部会に提出する。
- ・整備内容シートに関する意見は、各委員から出された意見をもとに楨村部会長代理がとりまとめ、池淵部会長が確認した後、10/15の意見書作業部会に提出する。

2 審議の概要

利水部会とりまとめ案について意見交換を行った。

< 1. 基本的な考え方について >

- ・基礎原案3章では、「水需要予測の見直しを踏まえて～」という表現になっている。これでは、予測の見直しが進まない限り次に進めない恐れがある。委員会としては、『新規の水資源開発は行わない』という原則に立ち、水需要抑制を進めることを中心に記述すべき」と意見すべき。最後の意見記述部分を「水需要抑制策の推進」に絞った記述にした方が良い。

< 2. 各項目別の指摘事項について >

- ・利水部会とりまとめ案の「1 基本的な考え方」では「新規の水資源開発は原則として行わない」としているが、2では「新規の水資源開発が必要かどうか精査」といった表現になっているため、整合を考える必要がある。また、意見書素案030930版の表現との整合性も考える必要がある。
- ・「2(1) 水需要の抑制」について、「水が不足したら生活が困るのでは？」という不安を解消する書き方が必要。その柱として、淀川水系は水使用の原単位が福岡等に比べると大きく余裕がある、従って、生活や経済の質を落とさずに水使用原単位を落とすことが可能、たとえ水が必要になった場合でも、工業用水等からの転用や雨水や地下水等の利用等によって融通できる仕組みをつくれればまかなえる、という考え方がある。

この項目全体に関係する考え方なので、2の前文に記述してはどうか。

- ・「新規の水資源開発は原則として行わない」とするなら、ダム建設における利水目的は、認められないとすべきである。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 6 回住民参加部会（2003.8.28 開催）結果概要（暫定版）

03.10.22 庶務作成

開催日時：2003 年 8 月 28 日（木） 15：00～18：15

場 所：カラスマプラザ 21 8 階 大ホール

参加者数：委員 12 名、他部会委員 1 名、河川管理者 9 名、一般傍聴者 56 名

1 決定事項

- ・本日の議論をもとに、部会長、部会長代理、リーダー、サブリーダー、班長にて、住民参加部会とりまとめを修正し、第 24 回委員会（9/5）にて報告する。
- ・第 24 回委員会に提出する部会とりまとめ案を 8/30 に部会委員全員に送付する。各委員は、部会とりまとめへの意見があれば、9/3 までに提出する。提出された意見については、時間的な制約から部会とりまとめには反映できないが、修正すべきと判断された点については、部会長が委員会にて口頭でコメントする。
- ・各委員は、引き続き、次回部会（または検討会）までに社会的合意に関する意見を提出する。
- ・河川管理者には、第 24 回委員会（9/5）にて、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について説明して頂く。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

山村リーダーより、資料 2-1「前回部会以降の住民参加部会の状況」、資料 2-2「住民参加作業部会の第 2 稿に対する意見のまとめ」を用いて部会とりまとめ案について説明が行われた後、荻野委員より資料 2-2 補足「実践班まとめ（案）」の説明が行われた。その後、部会の意見とりまとめについて、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

意見交換終了後、河川管理者より、淀川河川事務所が実施する予定の対話集会の状況について、ファシリテーターを 2 名選出したこと、最初のテーマを高水敷利用とすること等の説明が行われた。「1 決定事項」の通り、同様の説明を第 24 回委員会で行うこととなった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から「流域委員会はいつまで継続するのか」との質問があり、これに対して河川管理者より「河川整備計画のチェックやフィードバックを行う組織として、流域委員会は継続したいと考えているが、今後の体制や形態については、流域委員会にて議論して頂きたいと思っている」との返答があった。

3 主な意見

部会意見とりまとめに向けた意見交換

山村リーダーより、部会とりまとめ案について説明が行われた後、荻野委員より補足説

明が行われた。その後、部会の意見とりまとめについて、意見交換が行われた。

(主な意見)

社会的合意について

- ・社会的合意のためのプロセスや、ダム等の規模の大きな事業とそれ以外の事業における社会的合意の違いについて、委員会で、その定義やあり方を提案すべきだ。
- ・社会的合意について、説明資料(第2稿)のダムに関する記述として「妥当とされる場合に実施する」とあるが、これでは非常に曖昧であり、明確に記述するべきだ。ダムについては、じっくりと時間をかけて住民参加の場を積み重ねて意見を集約していくことによって、社会的に認められていくものだ。

琵琶湖・淀川市民会議(仮称)の位置づけと役割について

- ・流域委員会と市民会議の役割分担について明確にしておく必要がある。
- ・資料2-2補足「実践班まとめ(案)」に記述されている「琵琶湖・淀川市民会議(仮称)」は、住民と行政の協働を支援する接着剤の役目を担うとのことだが、それは、河川レンジャーが担う役割ではないのか。或いは、流域委員会が継続していくにあたって、住民参加部会が果たすべき役割と同じではないか。(河川管理者)

官と民を結びつけるために、住民、ボランティア、利水者、自治体等の意見を一手に引き受ける窓口が必要になってくる。しかも、流域委員会の委員のように「兼務」という形ではなく、本業として活動するプロの集団が必要だと考えている。そういった組織ができれば、河川管理者の権限外の実務(直轄外の河川管理者、都市計画等)とのインターフェースの役割や、住民の提案能力を高めるための学習・調査・研究のインフラの役割も担うことができると考えている。

考え方は理解できるが、行政が深く関与しながら設立したNPO団体が本当に、期待される行政と住民との橋渡し役になり得るのか、疑問に思う。(河川管理者)

とりまとめの内容については、今後、部会の中で検討していきたいと思っている。(部会長)

「協働管理」のあり方について

- ・理念班のまとめの冒頭に、「行政と住民により協働管理すべきである」と記述されているが、これは誤解を招く表現であり、修正すべきだ。全てのことを行政と住民とのパートナーシップや協働でやる必要はない。住民参加の形式には、情報を提供してもらうだけの参加や公聴会への参加、議論への参加等があり、目的に応じて使い分けていくべきだ。

賛成だが、行政が住民参加の形式を勝手に決めるべきではないと思う。積極的な住民団体が参加できるように行政には住民参加の窓口を広く開けておく姿勢が必要だ。ここに書かれている「協働管理」の意味は、行政には、住民の意見を汲み取りながら、住民のためになるような管理をしてもらいたいという意味だと理解している。

「協働管理」という言葉については、誤解のないように訂正すべきだろう。

河川環境の刻々とした変化は、住民が主体となって情報を提供していくことができると思うが、一方で、河川工学等の専門分野については住民は主体とはなり得ない。ケースに応じて、最適なパートナーシップを選択していかなければならないだろう。

政策について意思決定をし、予算を確保して事業を実施するのは河川管理者である。このプロセスの中で住民が具体的に係わっていくことは今後の河川管理に必要なことだが、最終的に責任を取るのは河川管理者であるということを考えれば、河川管理者は住民の提案に対して、できないことはできないとはっきり言っていくべきだ

ろう。

- ・政策決定過程における協働と政策実施過程における協働が整理できていない。目標が違えば、協働のあり方も違ってくるはずだ。特に、住民と行政との協働によって、どのように政策決定を行っていくのかについて、議論すべきだ。例えば、ダム建設の政策決定の過程で、住民とのパートナーシップによって何をやるのか、具体的にイメージしながら、意見を言っていかななくてはならない。

この流域委員会の活動自体が政策決定過程における住民とのパートナーシップと言えるのではないか。

その他について

- ・ダム計画が見直されることによって生じる社会的な影響に対して、どのような取り組みを行っていくつもりなのか、説明資料(第2稿)の中では明確になっていない。例えば、ダム計画が中止になった場合には、地元住民の意見を反映しながら取り組んでいく必要があるだろう。
- ・国土交通省はハードに強いがソフトに弱いとの指摘があったが、その点については反省している。パートナーシップ事業について議論になっていたが、日本語は非常に難しい。とりまとめにあたって、我々にとってもわかりやすいようにまとめて頂けると助かる。(河川管理者)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年9月18日（木） 9：30～12：30

場 所：a x ビル 4階 アクスネット CDルーム

参加者数：委員9名

1 決定事項

- ・10月に部会を開催し、基礎原案についての議論及び意見書の骨子についての意見交換を行う。
日程については、10/6から10/12の間で調整のうえ決定する。
- ・各委員は、基礎原案及び整備内容シートへの意見を提出する。
- ・各委員は、三田村部会長より提示された意見書骨子（住民参加部分）「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（住民参加）」についての意見を至急提出する。
- ・合意形成（社会的合意）についての意見が未提出の委員は、9/26（金）までに提出する。
- ・合意形成（社会的合意）に関する意見は、次回委員会（9/30）に委員からの意見として提出する。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

）意見書の構成及び骨子（住民参加部分）について

意見書の構成及び本日三田村部会長より提示された意見書骨子（住民参加部分）「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書（住民参加）」について意見交換が行われ、「骨子では委員会の成果と課題を明確にしたい」「骨子とはいえ集約しすぎでは」等の意見が出された。意見書骨子（住民参加部分）については上記「1 決定事項」の通り、引き続き意見募集を行うこととなった。

）基礎原案についての意見交換

基礎原案および本日配布された基礎原案に係る具体的な整備内容シートについては、三田村部会長より「まず各委員からの第2稿への意見が反映されているかどうかの確認をしてほしい」との要望があり、上記「1 決定事項」の通り、意見募集を行うこととなった。

）合意形成（社会的合意）について

資料2-2「『社会的合意』に関する委員からの意見」及び資料2-2追加をもとに意見交換が行われ、「1 決定事項」の通り決定した。

<主な意見>

- ・提言ではダムの部分のみに社会的合意という言葉を使っているが、これまで十分な議論ができていない。また、ダム以外にも社会的合意が必要な事業があるだろう。
- ・成人だけでなく未来の世代や生物の代弁者も議論に参加したうえでの合意であるべき
- ・社会的合意に明確な基準はあり得ない。プロセスが住民に評価されるべき 等

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年10月13日(月) 15:00～18:50

場 所：大阪会館 Bホール

参加者数：委員14名、他部会委員2名

1 決定事項

- ・意見書とりまとめに向けて、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。

作業部会リーダー：川上委員

「 計画策定における住民意見の反映について」担当：荻野委員

「 部会意見」担当：山村委員

合意形成についての意見とりまとめ：川上委員

調整・相談係：三田村部会長、嘉田部会長代理

- ・各委員は、資料2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」および「 計画策定時における住民意見の反映」について、大きな課題、テーマ等に関わる意見があれば10/15までに提出する。
- ・各委員は、基礎原案に係る具体的な整備内容シートへの意見を意見書作業部会に間に合うように10/15午後5時までに提出する。
- ・合意形成(社会的合意)についての意見をまだ提出していない委員は、10/14までに提出する。
- ・意見書とりまとめに向け、10/16に開催予定の作業部会にて、「 計画策定における住民意見の反映について」及び「 部会意見」(住民参加部会部分)の素案を作成し、各委員に送付する。その後、委員からの意見をもとに、10/21の作業部会、第7回住民参加部会(10/23)にて意見交換を行った上で、第26回委員会(10/29)に提出する。
- ・「 計画策定における住民意見の反映について」の案については、全委員に関係する事項であるので住民参加部会委員だけでなく全委員に送付し意見を諮る。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

) 意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方

資料2-1「意見書(住民参加関連部分)とりまとめの進め方(案)」を用いて、意見書(住民参加関連部分)とりまとめに向けた住民参加作業部会の設置やスケジュールについて確認された。作業部会の構成メンバーについては、「1 決定事項」の通り決定した。

) 部会意見とりまとめについて

資料2-2「住民参加部会とりまとめ(案)」を用いて意見交換が行われ、合意形成や河川レンジャーについては部会意見に入れること、構成を基礎原案に対応する形に整理すること等が確認された。また、部会長より「委員会の提言を受けて第2稿から変更された基礎原案の内容をまた元に戻すような意見は避けるべきなので、第2稿と基礎原案を見比べてから意見を出して欲しい」との要望が出された。その他、河川レンジャーについて特に議論がなされ「河川レンジャーについては委員間でもイメージが一致していない」等の意見が出された。

) 計画策定における住民意見の反映について

荻野委員より「 計画策定時における住民意見の反映」について説明があった後、意見

交換が行われ、「理念班のとりまとめをもとに住民参加の基本的な考え方を記述し、さらに河川管理者および委員会によるこれまでの意見聴取の取り組みに対する評価、今後の課題について記載する必要がある」「対話集会が唯一の方法というわけではなく選択肢の一つであること、また対話集会の目的が結論を導くことよりも深い議論をすることや問題を明確にすることであると示すべき」等の意見が出された。

) 合意形成（社会的合意）について

川上委員より、各委員からの意見をもとにとりまとめた資料「河川整備における合意形成に向けて（案）」について説明があり、合意の基準等について意見交換が行われた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。